

ますます便利に！ マイナンバーカード

マイナンバーカードにはどんなメリットがあるの？

身分証明書として利用
できます。



運転免許証を返納した
ご高齢の皆さま、ご検討
ください。

各種手続きが
オンラインでできます。



窓口の時間外でも
手続き可能です。

※公金受取口座の登録で
給付金等の受取が簡単
に！！

コンビニで住民票・
印鑑証明書が取得可能です



手数料
1通につき 200 円で窓口より
100 円お得です。

健康保険証として利
用可能です



・就職・転職・引越をしても
そのまま使える。
・確定申告の医療費控除が簡
単にできる。※
・特定健診や薬剤情報・医療
費が見られる※ など、多く
のメリットがあります。

※マイナポータルの利用が必要です。

申請時来庁方式が始まります

マイナンバーカードの受取方法について、受取時に役場に来庁する「交付時来庁方式」に加え、申請時のみ来庁する「申請時来庁方式」を開始します。利用条件全てに当てはまるかたを対象に、申請時に窓口で顔写真を撮影し（無料）、本人確認と暗証番号の設定を行うと、後日、郵送にてマイナンバーカードをご自宅にお届けする方法です。

●利用条件（全てに当てはまること）

- ①. 申請者本人が来庁できること
- ②. マイナンバーカードの申請中でないこと
- ③. 申請者が「本人限定郵便、または簡易書留郵便」で受け取れること（転送手続きをしていない等）
- ④. マイナンバーカードが出来上がった後、職員が暗証番号を設定、入力することに同意していただけること
- ⑤. 通知カード、住基カード、有効期限切れのマイナンバーカードを受付時に回収することに同意いただけること

●用意するもの

- ・本人確認ができるもの（官公庁発行の顔写真付きのもの（免許証、パスポート等）1点、または顔写真付きでないもの（健康保険証、年金手帳等）2点）
- ・通知カード、住基カード、有効期限切れのマイナンバーカード（お持ちのかた）

※保険証などについては、保険者番号及び被保険者等記号・番号が見えないようにしてご提示ください。

※必要書類が不足している場合や、利用条件に該当しない場合は、交付時にも来庁していただく必要がありますので、ご了承ください。

※郵便の受け取りができず、マイナンバーカードが役場へ戻ってきた場合、受取通知はがきを送付いたしますので、来庁していただく必要があります、ご了承ください。

●申請場所

役場住民保険課、または片岡台出張所

これまでどおり交付時来庁方式にて申請される方につきましても、申請時の支援（無料写真撮影等）をしておりますので、マイナンバーカードをまだお持ちでないかたは、役場住民保険課、または片岡台出張所までお越しください。

問合せ先：住民保険課 住民係

TEL : 76-2508